

二、軍人の訓練、

三、民衆の訓練。

四、黨務人材の訓練。

と云ふ四種の訓練工作がある。只中央に指導と監督の責任を負擔する統一的上級機關がなかつた爲、具體的計畫も完備的組織も皆出来て居らず、之を行ふ者は自然に散漫にして、條理の立たぬものが多かつた。今當然特に訓練部を設置し、一方固有の訓練的機關を整頓すると共に、他方訓練の工作を擴大しなければならないので、特に總務、黨員訓練、民衆訓練、教育、測驗、偵查の六科を設けて部務を分擔し、また設計委員會を組織し、三名或は五名の専任委員を置いて、一切の訓練、方法、研究、計畫を擔任する。民衆運動委員會は、七名或は九名の委員をもつて之を組織し、組織、宣傳、訓練三部の部長は、當然委員と爲り、委員より三名を推して常務委員として、日常の事務を處理すれば、組織は自然に集中せられ、宣傳も統一され、訓練系統も整ふことになる。されば各種民衆の運動も亦自ら聯合して鞏固になり、相互調整して相互扶助の精神を發揮し、共同奮闘することになるのである。

然るに民衆運動と黨の工作とが紊亂不統一に陥り、黨の民衆運動中心たる意義を没却する恐れがある故、特に組織、訓練、宣傳三部の部長を民衆訓練委員に兼任せしめ、相互聯合して渾然一體となることを期待するのである。特種委員會と云ふものは、事實上必要に應じて組織するもので、その性質は或は臨時的とし、或は永久的とするものであるが、前に述べた經濟設計委員會、政治設計委員會及び黨史編纂委員會の如きは、何れも目前の急務で、速に設立しなければならない。中央特別委員會が黨務を維持して居る期間中には、固より訓政實施方案委員會の設置があつた。その企圖は誠に正當であるが、しかし制度を確立せずして、遽かに方案を決議することは、徒に益々紛亂に趣かしめる事で、何等裨益する所がない。まして委員たる者は、皆兼職であるから、該委員會で執務するものが少くない。ために有名無實となつて何の役にも立たない。

今度の經濟及び各設計委員會的主要目的は、専門家を招致して我黨の具體的政策案を研究決定し、中央執行委員會の通過を經て施行し、以て行政施設の標準とするのである。黨史の編纂機關に至つては、既往の實跡を追究せんとするも、考査證明の道がない。私人の著述には多少採るべき所がない譯ではないが、しかし意見區々にして信憑し難いのである。故に今速に文學に長じ、能く黨義を研究せる専門家を招聘して、委員會を組織し、黨史を編纂して今後の信史として置かねばならぬ。その特種委員會の通則は別に之を定める事とする。中央黨部の組織は、かくの如くにして、各黨部の組織も亦かくの如く(かくなれば、特種委員會は設置の必要なし)である。その力量が集中されその系統も至つて正確明瞭となる。かくて黨務は自ら順調に進行せられて、矛盾衝突の弊害は免がれるのであるが、果してこは妥當なるや否やを詮議決定せられんことを希望してやまない次第である。

丁惟汾、蔣中正。

第二、蔣中正等の黨務整理案

我等は黨務整理の根本方法は、只次の通り、四つの遣り方があるのであるのみと認める。即ち

- 一、總登錄
- 二、總考査

三、徹底的訓練

四、各級黨部の徹底的改組

等である。我等は上記の四項に基いて、三箇條の原則を作り出した。即ち

- 1、登録を経て合格せる者を豫備黨員と爲し、
 - 2、考查を経て合格せる者を正式黨員と爲し、
 - 3、長期考查と訓練を経て合格せる者を基本黨員となす等である。
- 上記三箇條の原則は、我黨は當然永久的に採用すべきである。しかし黨務の處理が完全に出來た後に、運用方法について、或は變更する所があるかも知れぬが、それは別な問題である。差し當り黨務の整理を圖る爲に、當然左記各種の方法に依つて進んで往かねばならない。・

- 1、整理方法の第一歩、最高試験權と監察權を行使すべきこと。
- 2、中央から各級黨部に、一律に活動を中止する様命令し、各黨部には須らく斟酌して若干人を居残し、責任を負ふて公文の接收、轉送及び文書の保管等を爲すこと。

2、中央考查委員會の設立

甲、委員資格

- イ、かつて中央委員に任じ、或は孫文總理に追隨して奮闘したこと二十年以上を超えた忠實な黨員、
ロ、黨の理論と組織について精確深刻なる研究を有する者、

ハ、公正無私にして勇往邁進の精神を有する者、

乙、委員選出に關する手續。

- イ、今回の全體會議より選出すること。まづ考查委員人選委員會にて若干名を推選し、更に全體會議に交付して再選定する。

- ロ、委員に當選せる者は、必ず孫文總理遺像及び全體會議の前にて極莊嚴なる宣誓式を舉行すべきこと。
宣誓の要項は次の通りである。

- A、絕對に我黨の主義を信仰すること。
- B、絕對に黨の祕密を嚴守すること。
- C、絕對に其他の政治團體を組織し、又はそれに加入せざること。
- D、絕對に黨を藉りて、私利を營まざること。
- E、絕對に個人の感情、又は意志を以て、事に當らざること。

丙、委員の職權。

- イ、曾つて、各省又は省と同級の黨部委員に任じたる者の、豫備試験を行ふと共に、各省「黨務指導委員會」の採用せる、縣立黨務指導員の本試験を行ふこと。

- ロ、上記の試験にて合格せる黨員の經歷と行爲を検査すること。

- ハ、各級黨部の成立後に、各級黨部の職員及び各黨員の行爲を偵察調査して、監察委員會に檢舉方を申請され、執行委員會に褒賞方を申請する権を有すること。(注意)すべて曾つて中央委員に任じたる者、或は

孫文總理に追随して二十年以上奮闘したる忠實黨員は、中央考查委員會の考查に屬せず、全國代表大會の總投票に依つて、之を決定すること。

ニ、中央考查委員會の考查手續。

A、中央考查委員會より試験期日を規定し、曾つて省又は省と同級なる黨部の委員に任じたる者（代表大會の選出せる者と、中央の派遣せる者と中央特別委員會の派遣せる者とを問はず）に通知して、規定の期日に南京に來りて受験する様に、命令すること。

B、試験申込者は、必ず先に登錄條例に依り、登錄して豫備黨員と爲し、登錄合格後始めて試験資格を得、試験合格後、始めて検査を受け得ること。

C、すべて考查を受けて合格せる者は、正式黨員と認む。但し中央考查委員宣誓規定に依つて、嚴重なる宣誓式の舉行を要する。宣誓後、新黨證を得た者は、中央執行委員會より各省に派遣して、黨務の整理に從事せしめることを得。

D、考查を受け不合格の者で、前途見込あると認められたる者は、中央考查委員會より訓練部に送つて訓練せしめることを得。

E、各省の黨務考查委員の事務は、考查通令發令後、二箇月以内に完成すべく規定する事。

二、整理方法の第二步。各省の黨務指導員を委任派遣すること。

1、中央より最高考查を受けて合格せる幹部人員を選択し、各地方に派遣して、各省の黨務指導委員會を組織

せしめること。但し本項の委員は、忠實黨員三名の連帶保證を有し、始めて當選することを得。

2、各省黨務指導委員の人數は五名より十一名と規定す。

3、委員會の組織。

甲、祕書處。

乙、組織部。

丙、宣傳部。

丁、訓練部。

戊、民衆運動委員會（但し民衆運動具體方案が未だ成立せざる前においては暫く設立を延引するも差支なし）

4、委員會の職權。

甲、全省總登錄の事務を擔當すること。

乙、全省總考查の事務を擔當すること。

丙、全省總訓練の事務を擔當すること。

丁、健全なる正式黨部を設立すること。

5、委員會の活動範圍。

甲、中央より規定せる工作範圍を超過し得ざること。

乙、地方行政の干涉を絶対に許さざること。

丙、暫時民衆運動を中止し、黨務の整理を整へて、中央より民衆運動に關する方案を施行してのち、活動を

開始する事。

6、委員會の工作進行方法。

甲、各縣市の黨務指導員を選抜すること。

イ、期日を規定して縣立黨務指導員の考査を行ふこと。
ロ、曾つて縣或は市の黨部委員に任じたる者にして、登録條例の登録資格に適合する者は、皆選拔に應ずることを得。

ハ、すべて省の黨務指導委員會より選拔されたる者は、當然當該委員會より第一回考査、即ち本考査を中央考査委員に申請すべきこと。

ニ、すべて本考査を受験し合格せる者は、正式黨員と認む。但し嚴重なる宣誓式を舉行し、黨證受領後、始めて各縣の黨務指導員とすることを得。

ホ、考査不合格者にして養成し得べしと認めたる者は、省黨務指導員會より訓練部に送り訓練することを得、

乙、各縣市の黨務委員を選抜派遣すること。

イ、當選の手續は考査を経ることは勿論、尙忠實なる黨員三名の連帶保證を要す。

ロ、職權。

A、全縣（もしくは市）の登録事務を擔當すること。

B、全縣の考査事務を處理すること。

C、全縣の訓練事務を處理すること。

D、健全なる正式の縣或は縣以下の各級黨部を設立すること。

ハ、縣の黨務指導員の人數、一縣の指導員の人數は三名乃至七名。

ニ、活動の範囲、省委員と同じ。

ホ、進行方法

A、總登錄の事務を處理すること。一、中央の規定と執行方法に依つて登錄の事務を執行。二、執務を開始せる後、一箇月の内に登錄完了。

B、區の黨部及び區の分部の指導員を選抜すること。一、區黨部及び區の分部の指導員の考査は同時に進行する。二、曾つて區黨部の委員或は重要な職員に任じたる者にして登録の考査に合格せる者は、區黨部の指導員の考査に應ずることを得。三、區黨部の指導員の考査を経て合格せる者は、省黨務指導員の再考査を受けねばならぬ。しかし再考査は省黨指導員が、夫々各縣に於て舉行することを得。再考査を経て合格せる者は、前例に依り、極めて嚴重なる宣誓式を舉行して、黨證を取得してのち、正式の黨員と認め、かつ各區の黨部と區分部との指導員たることを得。四、考査に合格せずして養成せられると認めたる者は、縣の黨務指導員より訓練班に送つて訓練することを得。

丙、區分部及び區黨部の指導員を選抜派遣すること。

イ、區分部指導員の任務。

A、臨時區分部を設立すること。考査及び訓練に便ならしめる爲に、區分部の黨員は、三十名を超ゆる

ことを得ず。

B、各黨員及び黨部職員を考查すること。一、區分部指導員は第一回の考查を受けたる後再び縣黨部指導員より第二回考查を行ふ。二、再考查を経て合格せる者は、前例に依り、極めて嚴重なる宣誓式を舉行して、黨證を取得してのち正式黨員と認める。三、考查に合格せずして養成し得ると認めたる者は、縣黨務指導員より訓練班に送つて訓練することを得。

C、區黨部指導員の任務、一、臨時區黨部を設立すること。二、區黨部指導員の考查事務を監督すること。三、區黨部の活動を指導し、所屬の黨員を訓練すること。

D、全縣の代表大會の開催を計畫し、正式の縣黨部を設立すること。

E、臨時區黨部に屬する區分部が皆正式の黨員となつた場合、當臨時區黨部は即ち正式の區黨部となる。F、一縣に三個所以上の正式なる區黨部が成立せる時は、當然縣の黨務指導員より全縣代表大會を召集し縣執監委員を選舉して、正式の縣黨部を設置する。

G、各縣市の黨務視察員を選拔派遣すること。

イ、職權。

A、各級の指導員及び黨部職員の行動を視察する。

B、各黨員の行動を視察する。

ロ、方法。

A、區を分けて視察すること。例へば江蘇省の六十縣を十區に分けて、視察員十名を派遣し、分擔區を

定めて之を視察する。

B、輪番にて視察すること。即ち甲乙丙等の視察員が區域を交換して視察する。

C、公開の視察と祕密の視察。視察員の姓名は公表する者もあれば、公表せざる者もある。

ハ、訓練の進行。

A、訓練班の組織。

B、訓練隊の組織。特に黨の中から深遠廣博なる學問を有する者を招聘し、區分して輪番に各縣市に赴き、黨義及び黨義と關係ある政治と經濟を講演せしめる。

巳、全省代表大會の開催を計畫し、正式の黨部を設置すること。

イ、省の黨務指導委員會が、執務開始後、五個月以内に之を成立せしめる事。

ロ、一省に五個所の正式なる縣黨部が成立せる時には、直ちに代表大會より省執監委員を選舉して、正式の省黨部を設立する。

ハ、省代表の選舉法と組織法は、省黨務指導委員會より是を作成して中央の詮議許可の上、施行する様申請する。

7、省黨務指導委員會の結末を告げること。

甲、一省に於て正式の省黨部が成立せる時に、省の黨務指導委員會は直ちに撤廢する。

乙、但し中央が必要と認めたる時は、特に事情を參照して、黨務指導員一名又は數名を殘留せしめ、元の通りに當省の黨務工作を指導せしめることを得。

三、整理方法の第三歩。第三回全國代表大會の開催を計畫すること。

1、全國代表大會は、中央より總考査を通告せる後、一年以内に開催完了すべきことを規定する。

2、中央より『第三回全國代表大會籌備會』を組織して第三回全國代表大會に關する一切のことを計畫準備すること。

3、全國に五個所の正式なる省黨部が成立せる時に、當然最短の期間中に、第三回全國代表大會を開催完了すべきことを規定する。

(説明) 按するに、我黨が共產黨に攪亂されたる後に、投機的腐化分子が侵入して、完全なる黨が、支離滅裂となつて收拾すべからざる状態に陥つたことは、革命進行中に於て、最も痛心すべきことである。しかしながら我黨の同志諸君が、須らく黨務を整理して、その振興を圖り、決して障害の爲に、黨務の停滯を來たす様なことがあつてはならない。のみならず、引延自誤して黨務を放棄することも許されないのである。

近來各地方の忠實なる同志は、何れも新たに整頓を加へなければならぬと痛感し、種々考慮した結果、あるものは改めて黨員の登録を行ふべしと主張し、或者は黨部の改組を主張した。彼等の考へでは、今迄の黨員は、極めて複雜で、投機分子も、破壊分子も、腐化分子も、皆黨に侵入して、大いに破壊手段を揮つて居つたが、一度新たに黨員の登録を行ひ、もしくは黨部の改組を實行したならば、是等の、我黨を危くする分子が、完全に驅逐されることとなるのであるから、この方法は、確に我黨の根本的改善の理想方法である。しかし新たに登録だけを實行するに止まつては、事實から見れば、必ずしも、多大なる效果をあげ得られないのみならず、その結果、

遂に事實に相反して、あらゆる不良分子が、依然として存在して居る。或地方の如き、一度登録の更新を経たが黨員は未登録前よりも、一層複雜であるから、登録の方法可なりとしても、登録處理に適當な人がなければ、結局整理の目的を達することが出來ないのである。であるから、各級黨部の不健全なるに鑒みて、先に改組すべしと主張せることも亦、當然である。

しかし改組前には、改組を執り行ふ人がなければならぬ。以前派遣した改組委員は、未だ何等の效果を擧げて居ない様である。その原因は、黨義を理解して、黨務の爲に全力を傾注する者が、極めて少ないので、不適當の者に、黨權を付與しては、效果を齎すことはできない。登録と云ふ方法もよければ、改組と云ふ方法も悪くはない。しかしながら、何れにしても、執り行ふ適當の人がなければ、折角登録又は改組を行ふても、結局紛糾を増すのみで、一方は黨證の書き換へに過ぎず、一方は人員が變ることになるだけである。奮闘を經驗した黨は、作戦を經驗した軍隊と同様であつて、大戰後の軍隊に一大整頓を加へなければ、再び戦ふことが出來ぬ。黨もその通りである。軍隊の整頓は、老弱を淘汰し、軍實を補充し、編制調ふてよく訓練する外、勝軍にはその驕慢を抑へ、敗軍にはその恐怖の心を警戒して、衰退より旺盛に復ることが最も必要である。黨の整頓は、之と同様であるが、ただ黨の老弱を淘汰するには、須らく思想と行爲に依つてその去留を定むべきであり、又黨の軍實を補充するには、須らく健全なる學識と能力を養成すべきである。

この二つの觀念に依つて、黨務を整理したならば、即ち登録と改組のみにては效果が得られるものでないことを知るべきである。尤も必要なことは、考査と訓練にある。目下各級黨部の職員は、大抵訓練を受けぬものが多い。訓練を受けず、黨義を理解せず、社會、國家、若しくは世界の大勢も知らぬ人々をして黨員を指導せしむる

様なことで、どうして黨務整理の實を擧げ得るであらう。

更に訓練を受けず、黨義を理解せず、社會、國家乃至世界の大勢を知らぬ黨員より、委員を互選しても、よい人物は得られない。まして訓練されない黨員を、民衆運動の指導者とすることは、どうして民衆運動の目的を達成する意志を有つて居ないことは當然である。此やうに、教育未だ發達せず、しかも極めて幼稚な國家にあつては、厳格に云へば、すべて黨員たるものは、切實に黨の教育を受けねばならぬ。所謂黨化の教育は、現在に於て、最も必要な教育で、是を先に、黨内に施して、始めて黨の基礎を鞏固にすることが出来るのである。然らざれば、我等はたとへ委員を選抜派遣するも、到底實力ある者が得られない。又委員を推舉して黨務を執り行はしむるもただその委員は、絶対に服従すべく、又は十分奮闘すべき一部分の能力があると確信するのみで、それは黨務整理に良好な効果を得ることは期せられない、のみならず、孫文總理の我黨を創立せる眞意を失ふことになるのである。かくの如き狀態では、成績を擧げ得ても、平穩にして大過なきにすぎない。

消極的靜止的の黨であつて、積極的活動的の黨ではないのである。そらいふものは、革命工作に於て、餘り必要はないのだ。黨に於ては、當然訓練に重きを置くべきであるが、訓練して得た所の程度、效果は、如何なるものであるかと云ふに、考查を實行せねば知り得ないのである。黨の現狀について言ふならば、切實なる考查がなくては、整理の進行を圖ることが出来ない。

然るに我黨は、根本から健全なる人材を多數訓練して、以て黨の中堅とすることは、到底短日月の中に於て、

爲し得るものではない。黨務も亦永く停頓のまゝに任せて置く譯にも往かぬ。短期間に相當實力あるものを物色して、黨務を執行せしむるには、中央から黨務に經驗ある者を選抜して、特に嚴格なる考查を加へて得た人でなければ、その急務に應ずることが出來ない。以前黨務に從事した人員の中にも、よい人物はあつたが、程度は區々で、或人はただ奮闘だけを知つて、その他のことは知らず、或人はただ黨籍を有する歴史があるので、黨義も辨へず、或人は人に忠實を盡すだけを知つて、黨に忠實を盡さず、又或人は依頼するに足るのであるが執務の才能がない。それ等に對して、一度考查すれば、直ちに人の理論と經驗の程度、能力の大小、黨に於ける歴史と工作の成績を知り得るのである。我等はまづ黨内の人才を採用して、黨務整理の第一步とし、考查を受けて合格した者を以て黨の基礎とする。かくて始めて、登録の方法と改組の方法を推し進めて往くことが出来るのである。故に本案は、登録と改組の兩種の意見を採用せる上、特に考查と訓練の工作に重きを置いた所以である。希望はくば、一方、目前の困難を開き、他方、將來永遠の基礎を確立したならば、黨國の爲、欣幸の至りに堪へないのである。

第三、蔣介石單獨に提出せる黨務に關する件

私は我黨の前途に、各種の艱難困苦の事情が、横たはつてゐるのを目撃して、その原因は、共產黨の攪亂、操縱にあるのみならず、中央同志諸君の意見が一致せず、態度も不忠實、黨務の整理に對しても、明敏と熱誠なくかかる現象は必ずや我黨をして滅亡に至らしめるに足るのである。

提案者、蔣介石、丁惟汾、陳果夫

黨の肅正工作を行つてから、最早半個年になり、共産黨の惡辣な行爲は、大いに國內に暴露して、我黨の精神が日々萎縮しつゝあるのは一體どういふ譯であるか。或人は曰ふ容共の期間中には、我黨の病状は、丁度中毒と同様であるが、清黨後に於ける我黨の病状は、全く極度の衰弱となつたと。

その實然らず、今日我黨の全身中には依然として毒素が残つて居る。少數なる共産分子を黨外に驅逐して、其固持する所の理論と方法を、元の通り襲用してゐる狀態にあるから、以前は共産黨をして國民黨を操縦せしめ、今は國民黨をして共産黨に繼承せしめるにすぎない。かくの如き清黨は、微細なる所を見て、遠大の計畫を忘れ、皮膚の微傷を治療して、身體内に重患を遺すの類で、永く此ま放任せば、我黨の前途は、益々危險艱難に陥り、我黨の精神は愈消滅して往々に相違ない。

私は茲に見る所あり、我黨の生命を保障して、我黨の黨綱を實現し、以て孫文總理の建國方略と、建國大綱の遺訓を成し遂げるには、どうしても容共期間中の一切の理論、方法を放棄せねばならぬと確信する。是は余が提案せる意義の第一である。

我黨は、民衆に對して、早く全民政治の實現と國民會議の開催を圖る爲、當然其宣傳、組織、訓練等に關する工作を繼續して、進んで往かねばならぬ。しかし此種の工作は、對象と時期と理論に依つて變更すべきである。以前は軍閥の壓迫の下にあつて、我黨の民衆運動の對象も亦軍閥であつた。故に革命的立場から出發し、軍閥の統治に對しては、悉く破壊すると云ふ手段を揮ふた。破壊の程度が大なればなる程、建設の障害が少くない。建設の爲の破壊であつて、破壊のための破壊ではないのである。

今や我黨の統治下にあつて、各省區の舊對象は、既に消滅し、建設の時期は、既に目前に迫つて居る。この時に當つて、もし亦破壊を目的とするならば、自殺行爲と異ならないのである。今後民衆に對しては、建設的組織と建設的宣傳と建設的訓練を以てその目的となすと共に、共産黨の方法を徹底的に除去せねばならぬ。また我黨の青年黨員の小兒病的行爲も、根本からは正せねばならぬ。これ余が提案せる意義の第二である。

我黨は過去年一箇年間、一方、共産黨の煽動と、他方、投機分子の攪亂とに依つて、黨籍の混雜紊亂は、既に其極に達した。我黨々内と農工團體の中に居残つた共産黨員及び黨籍を詐稱した投機分子等が、土豪劣紳、貪官汚吏と結托して巢窟を黨中に築造し、互に緊密に連絡して、惡事を働き、甚しきに至つては、黨章黨綱の一部を割いて、それを利用して「黨に背いて民を侵す」を護身符と爲せるために、各省區の建設計畫が進められないのみならず、行政系統の小康狀態も保つことが出來ないのである。この際、もし切實に黨籍を整理し、新たに我黨の基礎を立直さねば、かの暴民專制と部落專制の政治は必ず黨の名義を假りて、潛かに勃發し、黨員たるものには、遂に全國的に惡名を負はされて滅亡に至るに相違ない。これが余の提案せる意義の其三である。

農、工、商、學、各集團と各級黨部との關係、各級黨部と各級行政機關との關係、各行政機關と農、工、商、學、各集團との關係に就ては、未だ完備せる條文がない。けれども、中央黨務會議と中央政治會議に於て、大體の規定を作成した。然るに最近絶えず現はれて來たものは、皆黨務政治を消滅せしめんとする惡現象である。

例へば農協準備委員の使命は、ただ農協自身の健全を圖るにあるけれども、彼等は準備計畫の完備を待たずして、自ら農民代表に任じて、黨務政治を干渉し、私怨の報復を圖つて、地方を牽制した。また工會の組織は、元來勞働者の地位の増進と、勞働者生活の補助を目的とすべきものであるが、我黨の同志は、自らの勢力を扶植す

るために、労働者運動を自らの地盤として、互に詔誇し合ひ、攻撃し合ふの醜態を暴露した。中級、下級の黨部は我黨の基礎であり、基礎の唯一なる原則は、健全にあるが、今では頻りに其人員を更迭して、屢々その名義を變更し、甚しきに至つては、互に相攻撃し、相破壊して、黨外の民衆をして、鬱憤せしめ、黨内の同志をして痛心するに至らしむ。嗚呼、我黨の基礎工作を利用し、紛糾攪亂を繰り返してやまざる慘状を釀成し、是を以て黨を治むるに、何ぞ統一を望み得られやう。これ余が提案せる意義の其四である。

我黨の復活は、其生命は、實に全國々民會議に寄托してあるが、訓政を實行せざれば、憲政も完成し能はぬのである。今日我黨が準備計畫に急いで居る事は、即ち此二種の會議の爲である。而して計畫すべき、共同條件はこの二會議を生み出す基本的組織を整理する爲である。これ余が提案せる意義の其五である。

上述せる意義に基き、提案の條文を列舉すれば、次の通りである。

一、基本理論について。共産黨が我黨を把持して、操縱せる期間内に在りて、採用した理論原則は、破壊であり階級闘争であり、反科學であり、虚偽の爲に手段を擇ばず、民衆を以て其工具となすものであり、三民主義を分裂して三個一民主主義と爲すものであり、全民衆の恐怖の促進であり、支那の產業をして落伍より全滅に陥らしめるものであり、支那の國際上の平等待遇獲得の機會を斷絶するものであり、國民革命の基本勢力を破壊して其手先を養成するものである。

共産黨の採用せる原則は、かくの如き手段であるが、今我黨の理論基礎を改善せんとするには、當然その本義に戻さねばならぬ。即ち建設を以て、その破壊なるものに代り、全民衆の平等、互助を以て、その階級闘争

なるものに代り、科學建國を以て、その反科學なるものに代り、仁愛篤敬を以て、その虛偽のために手段を擇ばざるものに代り、民衆の爲に努力すべきことを以て、かの民衆を以て其工具と爲すものに代り、三民主義を以て、その三個一民主主義なるものに代り、安居樂業を以て、その恐怖煽動なるものに代り、造產を以て、その支那をして破産せしむるものに代り、國際間の平等互助を以て、其支那の國際上の平等待遇獲得の機會を断絶するものに代り、團結せる革命的武力を以て、その革命軍の中心勢力を破壊するものに代るべきである。

以上の數項は、皆孫文總理の遺訓に基くもので、私は苟しくも理論の根本原則を徹底的に是正し能はざればすべての宣傳、組織、訓練が皆誤謬であると認めるもので、まづ是を詳細に説明したのである。

二、組織について。

- 1、省黨部以下一切の畸形的、殘破的黨部を取消す。
- 2、省黨部が未だ正式に成立せざる時に、中央より各省の登録委員を指定して、全省の黨員登録事務を司り、期限を定めて、黨籍整理工作を完成する。
- 3、中央及び各級の農民、労働者、婦女、青年、商民等の各部を廢止して、ただ組織、宣傳、訓練の三部を設置し、必要の場合、特種委員會を設けて、之を補助する。
- 4、登録する時に黨員の質に注意し、多數の不完全なものよりも、少數の優良者を求め、登録は黨員の資格を二種に分け、候補黨員には黨の選舉權を有たせぬこととする。
- 5、監察委員會の職權を執行し、監察委員會は中央及び地方特種刑事臨時法廷を指導する。

6、各省市縣の登録委員を指定して後、過去の省市縣の黨部職權の代行機關は即時撤廃する。

三、宣傳について。

- 1、建國大綱に基いて、政治の建設を一切の宣傳中心とする。
- 2、黨部及び黨の一切の刊行物の管理條例を制定すると共に、その經費を規定する。
- 3、國民政府統治下にある各行政機關及び中央黨部に承認された黨務機關が、法を犯して瀆職行爲のありし場合、當然法に依つて解決し、逆宣傳の對象とするを許さぬ。
- 4、外交問題に關する宣傳の標準は、政府の政策に適合するを要する。
- 5、容共の時代に用ひた標語は、皆廢止、除去せねばならぬ。例へば
 - イ、黨の統一を妨害するもの、
 - ロ、黨の統一及び民衆の治安に影響を與うるもの、
 - ハ、政府の政策を破壊するもの、
 - ホ、中央の決議案と抵觸するもの、
 - ニ、匿名で投書し他人を中傷するもの、
 - ヘ、孫文總理の遺訓に違背するもの等々である。
- 四、民衆運動について。
 - 1、速に農工會法及び其他商工、經濟、教育等に關する法規を制定して公布を要する。
 - 2、容共期間中の民衆運動方式一切を廢除し、新たに頒布せられた法規に依つて、各級政府の主管機關が、之内の農工代表に任ずることを許さず。
 - 3、農、工、商、學各方面に對する黨の組織、宣傳、訓練は、各級黨部より之を指導し、その指導委員は、中央或は各省黨部の訓練を受けた者を任する。
 - 4、未だ正式の黨部を設立せざる區域は、政治性質を帶びた農工集會を許さず。
 - 5、未だ正式に成立せざる農工會、例へば籌備處等の如きは、政治性質を帶びた行爲を許さず、かつ自ら其區内の農工代表に任ずることを許さず。
 - 6、各地にある畸形的農工集團を全部取消して新たに組織する。
 - 7、農工に對する宣傳の要點は、一、經濟、二、教育、三、其他實際利益の增進等である。
 - 8、嚴重に農工の武裝集團及び暴動性の潜伏せる祕密結社を取締る。
 - 9、速に農村合作社、農民銀行、農村教育等を準備計畫する。
 - 10、學生運動に對しては、特に科學的地位を引上げ、是を建設事業に協力せしめる。
 - 11、農、工、商、學等の補助金を廢し、それに自動能力を養成して、買收せと操縱の惡習慣を改革除去せしめる。
 - 12、大規模の學校を創設して、建國方略を實行する人才を養成する。

以上述べた各要項は、全く黨務に關するも、しかも直ちに實施すべき黨務である。外交、內政の各要項に至つては、自分は別に提案あり、もし大會の同志諸君が忠誠なる態度を以て、議決せば、黨の基礎は益々安定鞏固に至るべしと確信するのである。

第四、蔣介石・戴季陶の提出せる特別黨部整理案

査するに特別黨部の組織は、我黨の總章に於て、全然根據なく、舊特別黨部の組織通則は、總章第十四條を引用して居るが、こは全く誤謬である。第十四條第十五條の各條文を綜合して觀察すると、「特別區」の三字に含んで居る意味は、當然上文第十三條にある「特別行政區域」の意味として解釋せねばならぬ。例へば熱河、綏遠、察哈爾等の如きは、上記の條文を引用して申述すれば、即ち既定又は未定の特別區域であつて、蒙古、西藏、青海其他も亦然りである。故に第十五條を以て之を總括し『特別區の黨部及び特別市の黨部の組織は省の黨部に同じ』と言うてゐる。之は特別區とは、省ではないが、その地域範圍の重要なことは、省と同じであるとの意味である。特別市が特別區と同列したのは、特別市も省以外の特別區の一種と見なしたからである。之を第十六、十七、十八の各條にある「重要市鎮」と「國外」に推して云へば、また皆之と同様に解釋することが出来る。それを總稱して「特別地方」と云つて、總章第三章の章目に表明してあるので、少しも混淆することを許さない。一切の職業團の特別組織を概定した黨部は、その職位の權能に於て、全く特別區黨部及び省黨部と同じである。即ち第二次全國代表大會の中央黨務總報告決議案の第三項にも、次の通り明かに規定した。各種の特別黨部は當然統一ある組織を定むべく、かつ其性質の範圍に依つて、各級黨部に隸屬すべしと規定した事は、大なる錯誤で野心派に口實を設ける機會を與へたのである。共產黨が我黨に侵入して以來、我黨の組織系統を破壊して、全國代表大會の選舉を操縦する野心を持つて居るから、頻りに職業團體を利用して、妄りに特別黨部を設置し、遂に收拾すべからざる形勢を激發した。今や黨務整理の嚴重な時期に當り、速に以前の失策を匡正せねばならぬ。特

に特別黨務の整理原則を作成した。原文は次の通りである。

- 1、凡ゆる各級黨部及び行政機關、固定的軍事機關、公安局、學校及び工會特別黨部の名目は、悉く撤廢せねばならぬ。今集會と訓練の便利を圖る爲に、黨部組織の整理と改組を行つて、一樣に地方黨部の統轄に歸することを確定して差支へない。
 - 2、その職業團體は確に、流動的性質のものであるが、それに屬する黨員は、事實上絶對に普通黨部に隸屬することが出來ない。例へば軍隊、鐵道員、海員の特別黨部の如き者で、そは第二回全國代表大會の原則に基くことが許され、今日迄存在して、一種の特殊環境の需用に應じて、黨の組織の不備を補つて來たのである。
 - 3、一切の特別黨部の職位と權能は、全く縣の黨部と同じであるが、全國代表大會の代表を選舉する権利は、全國代表大會選舉法に依つて、事情參照の上、別に之を規定すべきである。
 - 4、元の「特別黨部組織通則」と「軍隊特別黨部組織條例」は、修正すべき點が多くある。當然組織部より、上記の原則に基いて、慎重に改訂し、中央執行委員會常務會議に提出して、審議決定の上、施行せらるゝ様、申請すべきである。
- 以上述べた各項は、妥當なるや否やを公平に決定せられんことを望んでやまないのである。

第五、干右任の提出せる軍事完成案

提案者、蔣介石、戴季陶

孫文總理が、廣東に於て、革命建國の大義を唱へてより、其老年に至る迄、尙未だ成功し能はざるは、甚遺憾の至りである。我黨の同志は、其遺志を祖述繼承して、將士兵卒を獎勵、訓練し、一昨年の夏、北伐を決議してから、僅に十箇月の間に既に數省を平定した。其間に種々の波瀾曲折を経て來たとは云へ、なほ南の江蘇と浙江を平定し、北の河南、洛陽を獲得した。その後三晉に出兵し、兩政府が合併されるに及んで、大業の成功は、近々の中に之を期待し得ると思ひしに、豈圖らんや、武昌、漢口に戦事頻發し、引き續いて廣東にも動亂が起り、内亂は是に依つて延長し、軍閥は之に依つて強大になつて來た。その結果、國民の疑惑は勿論、外國人も我々を輕蔑するに至つた。

幸に近日大會の召集あり、全國民も平和を切望するに當り、余の考へる所に依ると、今日我黨の最大急務は、革命勢力の集中と、期限を定めて北伐を完成することである。昔、封建の時代に於ても、革命を重んぜぬ事はない。歴史や傳記にも書いて、之を賞賛して曰く『億兆一心』と。又曰く、『一戎衣にして天下定まる』と。それは皆充分なる力があるから、一度發動すれば必ず成功するので、長く時日を費して、徒らに人民を苦しめることはない。現在の我黨は土地から云へば、昔より廣大であり、兵力から云へば、昔より數倍の増加を見た。出兵して以来、今日に至るまで、嶺表から江南に及び、富力と稅金の多い所である、西北から湖南、湖北迄の間には、いまなほ日々人民から多額の稅金を徵收して居るにもかゝらず、自ら養ふことが出來ない。その爲に、財務の官吏は、横征苛斂の方法なく、軍士は饑寒を免かれることが出來ず、永くこの状態のまゝで往けば、何を以て、其後を維持するか。もし暫く苦痛を辛抱して天下太平を致すと思ふならば、金一錢を使ふにも、北伐の爲に使ひ、兵士一人を養ふにも、北伐の爲に用ひることでなくてはならぬ。況んや山東、河北方面の人民は、尙水火の苦み

の中にあるに於ておやである。

一戰成功して、全體の人民を解放せねばならぬ。當然速に大會より決議して全軍に嚴命を與へ、各總司令、總指揮者に責任を負はせて、二箇月間に各軍隊は、必ず北京に至つて會合し、殘餘の軍閥を肅清して統一を完成し北伐戰事の終結を人民に報告せしむべきである。

我革命の人士は、皆黨義を理解してゐる。必ず忠實に命令を遵守して、勇しく北伐の前戦に赴くであらう。萬一其中に私心を抱いて安逸を貪り、北伐の大計を阻害する者あらば、必ず軍法を以て之を處分する。出陣の日に臨んで、茲にことを以て昭かに、孫文總理の靈に告ぐると共に、天下に通告して悉くこれを知らしめるのである。余思ふに是は我黨が總理孫文の遺志を完成して、人民の苦痛を解除するのであるから、今回の中央全體會議では、必ずや速に北伐の完成を促すことを第一義とするに相違ないと確信する。謹んで之を提案する。公平に採決せられんことを希望してやまないものである。

提出者、于右任

第六、蔡元培等が提出せる共產黨陰謀制止に関する案

中國々民黨が、反共を實行して以來、茲に數箇月になつた、しかし目下共產黨が中國を攪乱する計畫と行爲は正に猖獗を極め、確實な證據があつても、之に制止を加へることが出來ない。查するに共產黨の陰謀なるものは大體次の四項に分れてゐる。

- 一、共產黨の理論
- 二、共產黨の方法

三、共産黨の機關

四、共産黨の運動

以上四項の進行については、共産黨の名義で行ふこともあれば、國民黨の名義を假りて行はれたこともある。それが正式であるか、非正式であるかを問はず、調査の結果、確に共産黨の理論、方法、機關、又は運動に属するものは、何れも積極的に之を芟除し、もしくは事前に豫め之を防がねばならぬ。特に全體會議に、是を審議決定して、執、監常務兩委員會と政治會議に交付し、直ちに審査して執り行はれることを請求するものである。

提案者、蔡元培、李石曾、李宗仁、張人傑、陳果夫。

第七、何應欽の提出せる産業振興に關する建議案

帝國主義が支那を壓迫するに用ひた侵略方法は、文化的、政治的、經濟的等各種あるが、經濟的侵略は、實に主要な骨子である。文化侵略と政治侵略は、すべて經濟侵略の一種の手段であると云つても、少しも差支へないのである。最近數十年來、我國には、生産が凋落して、人民が困窮に陥つた原因は、即ち此侵害を受けたからである。今根本から此經濟侵略の束縛を解除せんとするには、第一に支那を統一し、そして外交の手續に依つて、一切の不平等條約の廢止を謀らねばならぬ。しかしながら現代の所謂外交は、殆どみな縱横無盡の手段を揮つて迂廻曲折の能事を盡してゐるもので、たゞ其中に正義の存する所があると云うても、一事の交渉には、多大の時日を要するのである。國內の利益が外國へ流れ往き、産業が極度に凋落した今日に當り、速に可能の範圍内に於て、國外に金の流出するを挽回し、國富を保つ方法を構することは、何よりも急要なことで、斷じて拱手傍観

して、將來を待つことを許さない。まして國民の經濟は、單純なことでない。獨立して自給自足し得るや否やは自國の生産事業の發達程度を以て、之を測定する標準とせねばならぬ。自國生産事業の發達し得るや否やは、一に外力の束縛の解除と、國民の努力と政府の保護の如何とに懸つて居る。

之を人の身體に譬へて云へば、最初から手足を縛つて置いて、之を發育し能はざらしめ、遂に半身不隨になつた時、始めて、その健康を恢復せしめんとし、まづその束縛を除去し、その上更に治療を加へて、始めて健康を恢復することが出来る。不平等條約を解除せば、國家の自由は恢復し得られるが、しかし平素から毫も生産振興の計畫なく、ただ不平等條約が除去されば、國內の生産事業は必ず發達して、國民經濟は必ず裕になるに相違ないと信ずるのは、半身不隨者の束縛を解けば、直ちに壯健者となると信する者の錯誤と同じである。以前には各省分裂し、軍閥が横行した爲、政治もなければ國民經濟政策もない。今は國民政府の統治に歸した區域は、既に全國の三分の二に達し、東南方面の富庶なる地方も、悉く其管轄となつた。須らく知れ、極端の貿易保護政策が利のみあつて害なきものでないことは、事實が是を證明して居る。もし平素に於て、國內生産事業の發達を促進して、利益の國外に流出することを防止せざれば、將來全く破産状態に陥り、よし、海關自主と稅則自定を得るも、救はれないことを恐れるのである。この生産衰退と國民經濟破産の危險について、更に消極的方面からは云ふならば、吾人は過去の事業を考究して、擧げて言ふに足るべきものがある。即ち五四と五卅運動の起つて来たのは、全く愛國心の激發せる所以で、其結果遂に外國貨を排斥して、賣國政府を推し倒した。國民自身に於ては、少しも組織がない。けれども、其結果、國內の小工業は是に依つて大に振興し、雨傘の微小なものだけでも

百萬以上の利益を挽回し、その他は推して知るべしである。この理由に基き自分は中央政府から國內生産事業を扶助して國產品の使用を唱道し、以て利權を挽回して、國民經濟の基礎を建立することを決定する必要ありと認め、謹んで左の如く建議する者である。

一、出来るだけ税金を引下げて、奥地の貨物の販路を擴張すべきこと。

二、新興工業の保護と獎勵に重きを置くべきこと。

三、工藝の輸出品については、特に税金の減少、もしくは無税の便宜を與へ、或は輸出補助金を支給して、之を獎勵すべきこと。

四、民衆に國產品の使用を獎勵するため、大々的宣傳を行ふべきこと。

五、すべて黨務、政治、軍事各機關に勤務して居る者及び學生等は、皆國產品を愛用して、一般民衆の模範となり、一般の主要なる消耗品、例へば服装の如きものは、各種類の國產品を指定して、適用の範圍を規定すべきこと。

右の通り、各要項は、實行すべきや否やを、公平に決定せられんことを希望してやまぬ次第である。

提案者、何 應 欽。

第八、柏文蔚等の提出せる第一歩の政治建設案

一、十六歳以下の國民は、一樣に平等の義務教育を受くべきことを確定す。

.

二、義務教育期間内に在るものは、一樣に學費を徵收せず、もしその家長が、食費、宿舍費及び教育用具を供給する力なき場合は、すべて公費を支給す。

三、累進的遺產稅則を制定し、子女が遺產を繼承して、其額五千圓以上に達した者に對しては、百分の二十五乃至三十五の稅金を課し、遺產を繼承すべき子女が遺產を繼承し、或は親友の遺贈を承受して、其額三千圓以上に達した者に對しては、百分の三十乃至五十の稅金を課す。

四、遺產稅の收入は、全部義務教育の基金に充てることとし、別に委員會を設けて之を保管す。尙遺產稅の納入者は、其受けたる遺產より課稅金を納稅することを得。

五、社會保險法を制定す。其大綱は次の如し。

1、天災饑荒の保險は、地租と家屋稅の附加稅として、一、二割を徵收し。其保險基金に充當し、保管委員會を組織して、専ら保管の責任を司る。水害、旱害、風害、火災等不可抗力の災厄の爲、人民の生活が、妨害されたる時、地方政府は、法定團體と協力して、其被害實況を調査し、救濟金額を決定して、省政府或は中央政府に、詮議檢閱の上許可せられたき旨出願し、是が許可後、保管委員會に通知して、其金額を支出す。

其他一般有志者の寄附金も保管委員會に交附して合同保管し、保險基金に編入して、救濟の急要に應じて支給す。若し剩餘の金額が一千萬圓以上に達せる時は、これを堤防の築造と河水浚渫、造林、消防、灾害豫防等の費用に充當することを得。

2、労働保險については、労働の工賃を以て、その生活を營むものは皆加入して保險費を負擔すべく、保險金の保管、支給機關の組織は、ドイツの制度に依つて行ふべし。労働者が病に罹り、或はお産と育児の場合、

當然保險機關より醫藥及び療養費を供給し、かつ普通の工賃を支給して、其病氣全快後再び操業の時に至る迄繼續す。又労働者が正當の事故或は理由に依つて失業せる時も亦、保險機關より其事情を酌量して、彼が職業に就く迄、救助或は作業を與ふべし。労働者が死亡せる時は、保險機關よりその遺家族を救助す。

3、職業紹介については、まづ政府が職業紹介所を設立して労働者失業の緩和を圖り、失業の労働者を官營又は公營の事業に收容すべし。

6、工作利益分配法の制定。之は労働者が作業して獲得せる收益より、資本利子、勞賃、生産費等を差引き、その純收益を労資双方協議して、公平に分配すべし。

7、最低勞銀法の制定。労働者を僱傭して最低限度の勞銀を給與せざる者は、嚴重に處罰すべし。最低勞銀の數額は二年毎に一度改正し、地方政府より、その所在地の労資團體を召集して、之を決定し、中央政府に提出して許可を申請す。

8、強制労働法の制定。乞食或は労働を避忌し、不正營業に從事せる者に對しては、皆本法に依つて、強制労働場に收容し、労働操業を強制することを得。之が管理方法は、全く監獄制度に依り、確實なる職業を得る時に至らざれば、絕對に自由を許さず。

9、墾殖法の制定。國有の原野荒地を解放し、期限を定めて開墾せしめ、民有荒地も期限を定めて自由開墾せしめ、期限過ぎて開墾出來ざるものは、之を沒收して國有とす。

10、國民政府より各省府に、二箇年以内に省道の開鑿を全部完成し、四箇年以内に縣道の築造を完全に竣工する様命令すべし。省道、縣道の改修築造の時に、工兵使用の請求、民役の徵發、修造費の借入、並に土地の收用等を爲すことを得。

第九、柏文蔚個人の提出せる兵事善後計畫案

提案者、柏文蔚、陳樹人、樂平、朱震青、王法勤、潘雲超。

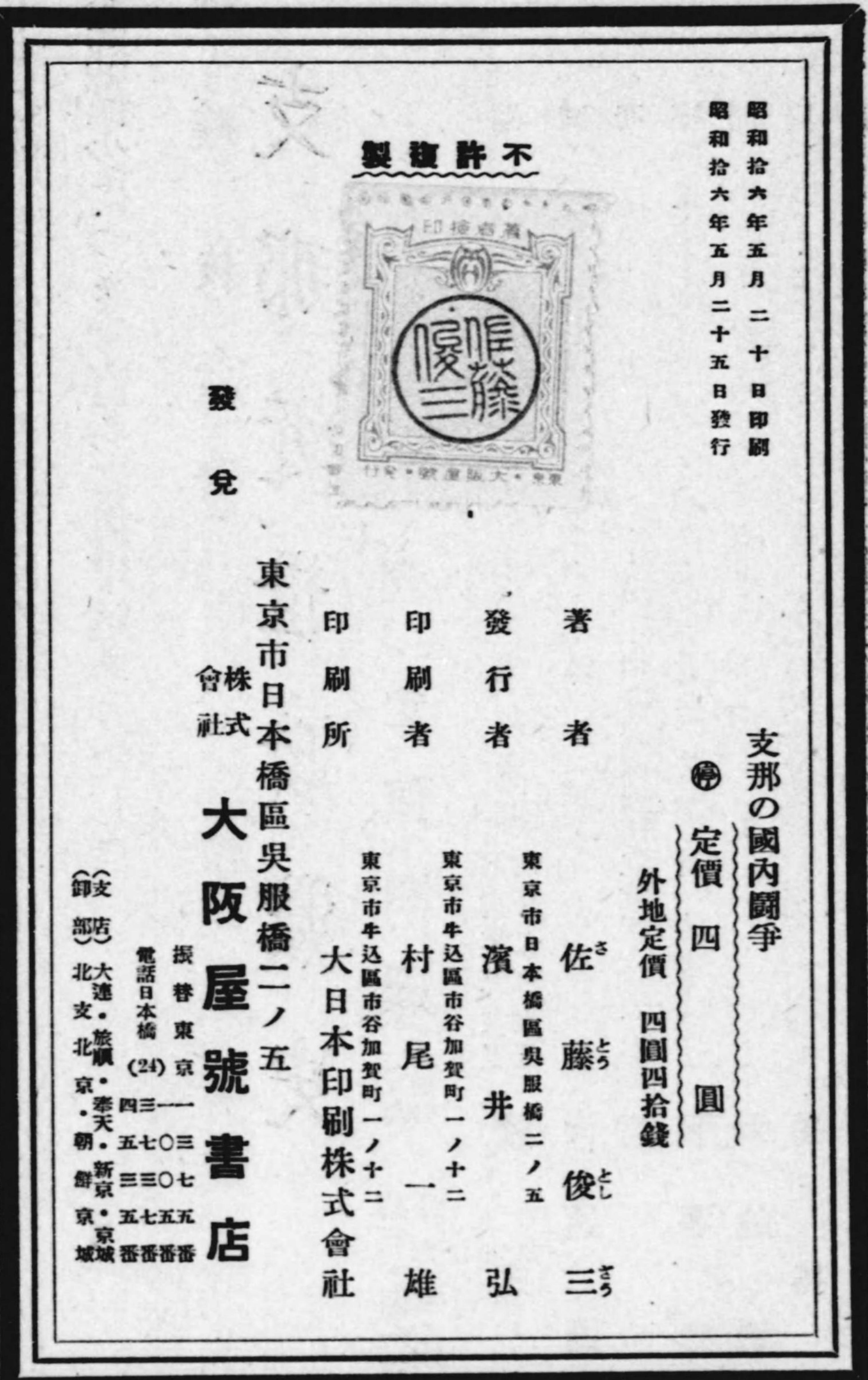
現在確實なる兵士の總數は、少なくも二百萬以上あり、國防の爲に精銳を選抜し、居残して置く外、當然撤廢せねばならぬ者は、百四十萬ある。之を適當に處置しなければ、必ず盜賊となるに相違ない。故に特に兵事善後計畫を作成せんとするものである。其要項は左の通り。

一、邊地防備の充實。萬里の長城から西北地方の内蒙古、新疆に至る迄の土地は、廣大にして膏腴の處極めて多く、撤廢された百二十萬の兵士を移駐して、この邊地の防備を充實したならば、兵士は家族の樂しみがあり、喜んで働き、十年以後、西北の荒野は、必ず一變して富裕繁昌の區域となるに相違ない。

二、淮水の治水工事。淮水の治水工事に從事する人民は、淮水氾濫の害を受けて、非常に苦しんでゐる、毎年撤廢される兵士十餘萬人を移住せしめ、淮水治水工事に從事せしめることが出來れば、實に一舉兩得の方法である

三、内債外債四億圓を募集して、その中の二億圓を國家銀行の資本とし、一億圓を邊境防備充實の費用とし、五千萬圓を淮水治水工事の費用と爲すべきである。

提案者、柏文蔚



支那近世政史の内客目次

本書の前篇をなす「支那近世政黨史」は支那研究諸賢の絶賛を博す。餘部僅少につき、直ちに御申込ありたし。

佐藤俊三著
支那近世政黨史

同 同 同 序 同 同 題

文 字

...

• : • : • : • : • : •

• • • • • • •

• • •

• • • • • • • •

華民族洲

國軍前議

前外賓立貢

大學生部

：：：士授將臣

張大鴻 胡大張

迫澤　　迫

詞　體

洋菊判。四一六頁

支那近世政史の内容目次

第二十八節 政治紀律決議案

國會第二次復活時代の政黨

第二十九節 第一回第二次常會

曹錫賄選時代の政黨

第三十節 小黨分立

曹錫賄選成功後の政黨

第三十一節 反曹錫の各派政黨

曹錫賄選進行中の各派政黨

第三十二節 第三十三節

曹錫賄選時代の政黨

第三十四節 第三十五節

段祺瑞執政時代の政黨

第三十六節 第三十七節

段祺瑞の善後會議

第三十八節 第三十九節

大會宣言及重大決議案

第四十節 第四十一節

廖仲凱許崇智熊克武事件

第四十二節 第四十三節

共產黨黨籍取消重要文件

第四十四節 第四十五節

密書二件

第四十六節 第四十七節

西山會議

第四十八節 第四十九節

過大會記事規定及び國民政府成立の經過

第四十九節 第五十一節

大會宣言及重大決議案

第五十一節 第五十二節

中國國民黨第一次全國代表大會

第五十二節 第五十三節

中國國民黨第一次全國代表大會

第五十三節 第五十四節

中國國民黨第二次全國代表大會

第五十四節 第五十五節

中國國民黨第三次全國代表大會

第五十五節 第五十六節

中國國民黨第四次全國代表大會

第五十六節 第五十七節

中國國民黨第五次全國代表大會

第五十七節 第五十八節

中國國民黨第六次全國代表大會

第五十八節 第五十九節

中國國民黨第七次全國代表大會

第五十九節 第六十節

中國國民黨第八次全國代表大會

第六十節 第六十節

中國國民黨第九次全國代表大會

第六十一節 第六十二節

中國國民黨第十次全國代表大會

第六十二節 第六十三節

中國國民黨第十一屆全國代表大會

第六十三節 第六十四節

中國國民黨第十二屆全國代表大會

第六十四節 第六十五節

中國國民黨第十三屆全國代表大會

第六十五節 第六十六節

中國國民黨第十四屆全國代表大會

第六十六節 第六十七節

中國國民黨第十五屆全國代表大會

第六十七節 第六十八節

中國國民黨第十六屆全國代表大會

第六十八節 第六十九節

中國國民黨第十七屆全國代表大會

第六十九節 第七十節

中國國民黨第十八屆全國代表大會

第七十節 第七十一節

中國國民黨第十九屆全國代表大會

第七十一節 第七十二節

中國國民黨第二十屆全國代表大會

第七十二節 第七十三節

中國國民黨第二十一屆全國代表大會

第七十三節 第七十四節

中國國民黨第二十二屆全國代表大會

第七十四節 第七十五節

中國國民黨第二十三屆全國代表大會

第七十五節 第七十六節

中國國民黨第二十四屆全國代表大會

第七十六節 第七十七節

中國國民黨第二十五屆全國代表大會

第七十七節 第七十八節

中國國民黨第二十六屆全國代表大會

第七十八節 第七十九節

中國國民黨第二十七屆全國代表大會

第七十九節 第八十節

中國國民黨第二十八屆全國代表大會

第八十節 第八十一節

中國國民黨第二十九屆全國代表大會

第八十一節 第八十二節

中國國民黨第三十屆全國代表大會

第八十二節 第八十三節

中國國民黨第三十一屆全國代表大會

第八十三節 第八十四節

中國國民黨第三十二屆全國代表大會

第八十四節 第八十五節

中國國民黨第三十三屆全國代表大會

第八十五節 第八十六節

中國國民黨第三十四屆全國代表大會

第八十六節 第八十七節

中國國民黨第三十五屆全國代表大會

第一編 中國國民黨時代	中國國民黨略史
第二編 中國國民黨大會	中國國民黨略史
第三編 中國國民黨附錄	中國國民黨略史
第四編 中國國民黨附錄	中國國民黨略史

清朝末期及民國初期の政黨一覽表

ロシヤ及ロシヤ人

尾瀬敬止著
定價臺圓八拾錢
送料拾五錢

陸定

上知行著
價臺圓八拾錢
送料拾五錢

隨筆大

「支那及支那人」の名著を出した村上知行氏が、洗練された文章で中華民國の民情・風俗・社會・文化の諸方面に亘つて描寫。眞實の姿は、生き生きと表現されてゐる。好評重版。(内容見本贈呈)

南支那の産業と經濟

經濟學博士

井出季和太著

定價四圓五拾錢
送料廿四錢

南支那研究の權威、井出博士苦心の解説。南支那の全貌が明瞭に浮彫され、片々たる時局便乗の小書を抑へて巨嶽の重きを示す。餘部限りあり。大川周明博士、卷頭に推奨の序を寄せらる。

日滿支經濟の基礎知識

經濟學博士
木村増太郎編著

定價四圓
送料廿四錢

太平洋の波濤高く、愈々日滿支經濟の確立が緊急事となる。經濟學界の權威木村博士の編纂により各方面の權威拾數氏執筆の豪華内容。重版出來。

Cl.

No. 1355

